

鳥獣被害対策に関連する事業については、鳥獣害防止総合対策事業のほか主なものとして次のような事業があります。

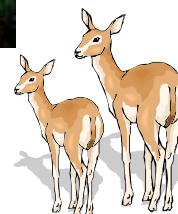
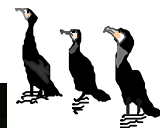
- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
事業の1メニューとして鳥獣被害防止施設の整備や、捕獲鳥獣個体を地域活性化に有効活用するための施設整備等を支援します。
- ・中山間地域総合整備事業等
各種総合整備事業等において事業の1メニューとして鳥獣被害防止施設の整備等を支援します。
- ・森林・林業・木材産業づくり交付金
森林被害防止のための野生鳥獣被害防止施設（防護柵等）の設置等、NPO等による広葉樹の植栽や刈払い作業などの森林づくり活動を支援します。
- ・健全な内水面生態系復元等推進事業
内水面漁業被害防止のため、広域的に連携して行われるカワウの生息状況調査、追い払い、捕獲等を支援します。
- ・有害生物漁業被害防止総合対策事業
トド被害防止のための、広域的な観点からの駆除等の支援、一斉追い払い等効果的な追い払い手法の実証試験、トドに破られにくい強化網の開発等を実施します。

*** お問い合わせ先 ***

- | | | |
|-----------|-----------------------|----------------|
| 農林水産省 | 生産局農業生産支援課 | 鳥獣被害対策室 |
| 〒100-8950 | 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 | |
| | TEL: 03-3502-8111(代) | |
| 東北農政局 | 生産経営流通部農産課 | 鳥獣害対策係 |
| 〒980-0014 | 仙台市青葉区本町3-3-1 | 仙台合同庁舎 |
| | TEL: 022-263-1111(代) | |
| 関東農政局 | 生産経営流通部農産課 | 鳥獣害対策係 |
| 〒330-9722 | さいたま市中央区新都心2-1 | さいたま新都心合同庁舎2号館 |
| | TEL: 048-600-0600(代) | |
| 北陸農政局 | 生産経営流通部農産課 | 鳥獣害対策係 |
| 〒920-8566 | 金沢市広坂2-2-60 | 金沢広坂合同庁舎 |
| | TEL: 076-263-2161(代) | |
| 東海農政局 | 生産経営流通部農産課 | 鳥獣害対策係 |
| 〒460-8516 | 名古屋市中区三の丸1-2-2 | |
| | TEL: 052-201-7271(代) | |
| 近畿農政局 | 生産経営流通部農産課 | 鳥獣害対策係 |
| 〒602-8054 | 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 | |
| | TEL: 075-451-9161(代) | |
| 中国四国農政局 | 生産経営流通部農産課 | 鳥獣害対策係 |
| 〒700-8532 | 岡山市下石井1-4-1 | 岡山第2合同庁舎 |
| | TEL: 086-224-4511(代) | |
| 九州農政局 | 生産経営流通部農産課 | 鳥獣害対策係 |
| 〒860-8527 | 熊本市二の丸1-2 | 熊本合同庁舎 |
| | TEL: 096-353-3561(代) | |
| 沖縄総合事務局 | 農林水産部農畜産振興課 | 生産総合指導係 |
| 〒900-0006 | 那覇市おもろまち2-1-1 | |
| | TEL: 098-866-0031(代) | |

鳥獣害防止総合対策事業

市町村が作成する被害防止計画に基づく箱わなの導入、緩衝帯の設置などのソフト面の取組、侵入防止柵の設置、捕獲鳥獣の肉処理加工施設の整備等のハード面の取組を総合的に支援します。



平成20年12月

生産局 農業生産支援課 鳥獣被害対策室

《事業の要件》

実施主体

実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会であることが必要です。
ハード事業については、市町村やJA等も実施主体になれます。

被害防止計画

市町村において、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等を作成する必要があります。

《ソフト事業》

1市町村当たり**200万円**まで国が負担します。()
複数の市町村が連携して取り組む場合は、1市町村当たり20万円が加算されます。

被害防止のためのソフト的な取組を支援します。
以下のような取組を支援することが可能です。

箱わな等の捕獲機材の導入



【箱わなの導入】

狩猟免許講習会への参加



【狩猟免許の取得促進】

犬を活用した追い払い等、被害防除技術の導入・実証

【緩衝帯の設置(牛の放牧等)】



緩衝帯の設置



【犬を活用した追い払い】

被害を発生させている鳥獣の生息状況調査

地域協議会の開催

《ハード事業》

費用の**1/2** () を国が負担します。
沖縄県は2/3、5法指定地域は55/100以内です。

被害防止のためのハード的な取組を支援します。
以下のような取組を支援することが可能です。

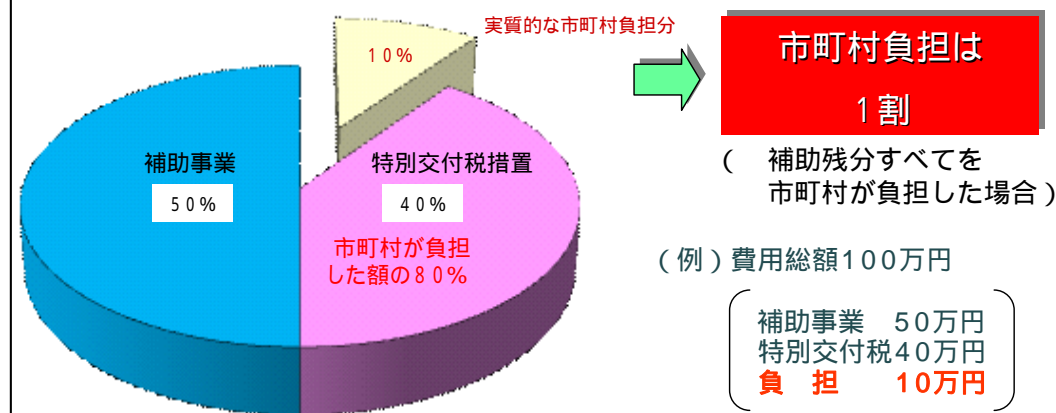
侵入防止柵の設置



【防護柵の設置】

捕獲鳥獣の肉等を活用する処理加工施設等の整備

侵入防止柵の設置にあたっては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成している場合は、かさ上げされた特別交付税措置と組み合わせると



ソフト事業、ハード事業とも、個人補助に該当するものは事業の対象となりません。
ハード事業については、受益農家が3戸以上であることが必要です。